

平成 26 年 12 月 16 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 5 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	福 田 晃 悦
2 番	稲 岡 健 太 郎
3 番	南 正 紀
4 番	寺 井 強
5 番	堂 下 健 一
6 番	南 政 夫
7 番	下 池 外 巳 造
8 番	須 磨 隆 正
9 番	越 後 敏 明
10 番	田 中 正 文
11 番	富 澤 軒 康
12 番	櫻 井 俊 一
13 番	林 一 夫
14 番	戸 坂 忠 寸 計
15 番	久 木 拓 栄
16 番	山 本 辰 榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	寺 尾 隆 之
富 来 支 所 長	坂 本 英 人
企 画 財 政 課 長	新 田 辰 巳
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等

健康福祉課長	山本政人
環境安全課長	増田廣樹
商工観光課長兼情報推進課長	浜村大
農林水産課長	松田正剛
まち整備課長	細川一元
富来病院事務長	北富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場可一
学校教育課長	寺澤俊彦
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田朗
議会事務局次長	村井直

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 報告第19号、議案第81号ないし第98号及び第100号ないし第115号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 定住対策特別委員会の調査中間報告について
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続審査の件

(開 議)

富澤軒康議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

富澤軒康議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 報告第19号、議案第81号ないし第98号及び第100号ないし第115号（委員長報告、質疑、討論、採決）

富澤軒康議長 次に、町長提出 報告第19号、議案第81号ないし第98号及び第100号ないし第115号を一括して議題といたします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、久木拓栄君。

久木拓栄総務常任委員長 総務常任委員会報告をいたします。

平成26年第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました報告1件、議案6件について、12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第19号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町一般会計補正予算（第3号））については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費で、急を要したため、平成26年11月25日付けで専決処分をしたものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成26年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、歳入では、固定資産税の増額や、普通財産売払い実績などによる財産収入の増額等を主なものとし、歳出では、人事院勧告に準じた職員給与費等の増額補正や社会保障・税番号制度構築に伴う年金・保険・医療に係るシステム整備費の追加、予備費の追加などが主な内容であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、今回、多額な増収となった町税及び予備費の予算計上の在り方について質問があり、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

続きまして、議案第88号 平成26年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、落雷等に伴う災害共済給付金の増額など、歳出では、人事院勧告に準じた職員給与費の増額や機器の追加購入に要する費用の増額等を主なものとする補正との説明を受け、採決の結果、全会

一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、災害共済給付金の対象となる物件についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 90 号 志賀町地域振興基金条例について、及び議案第 98 号 新町まちづくり計画の変更については、関連性があるため一括して説明を受けました。新町まちづくり計画の変更については、合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、合併特例債を有効活用していくため、新町まちづくり計画の期間の延長等を行うとの説明を受け、志賀町地域振興基金条例については、新町まちづくり計画の変更にともない、町民の連帯の強化並びに地域振興を図ることを目的として、合併特例債を原資とする基金を造成するため条例を制定するものとの説明を受け、両議案とも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 91 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については人事院勧告の内容に準じて、医療職の医師に対する初任給調整手当の限度額を引き上げる内容であるとの説明を受け、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 92 号 志賀町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例については、教育委員会が所管する公の施設において、指定手続等を教育委員会が行う規定を、町長が行うことに変更するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

また、その他の件といたしまして、定住対策特別委員会の委員より、当該委員会におけるこれまでの審査内容についての説明を受けましたことを申し添えいたします。

以上、総務常任委員会報告といたします。

富澤軒康議長 教育民生常任委員会委員長、田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託されました、議案 15 件につきまして、10 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第 81 号 一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、主に、人事院勧告に準じた職員給与費の補正のほか、民生費では、障害者医療事業の育成医療費の増に伴う扶助費の増額、衛生費では、予防接種事業の法改正に伴う予防接種委託料の増額、領家浜生活排水処理場解体事業の完了に伴う減額、消防費では、防火水槽の修繕、工事請負費の増額、消防ポンプ自動車購入費の額の確定に伴う減額、教育費では、統合小学校建設事業の準備工事費の確定に伴う減額など、各事業費の補正についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し委員からは、減額した消防ポンプ自動車購入費についての、また防火水利の確保に向けた取組み等についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 82 号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、過年度分の保険料の減額更正に伴い、保険料還付金を増額する旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し委員からは、保険料還付金の増額となった理由についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 86 号 介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では地域支援事業交付金や介護給付費準備基金繰入金の追加計上、歳出では人事院勧告に準じた職員給与費や過年度分保険料払戻金を増額する旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 87 号 志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入で、受診者の増加による健診等受託収入の増額、歳出では人事院勧告に準じた職員給与費を増額する旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは特定健診の受診者数や対象年齢、費用負担等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 89 号 志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収支の支出のうち、職員の異動及び人事院勧告に準じた職員費等のほか、非常勤医師等に係る経費等所要額を補正する旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは非常勤医師等の交通費の支給状況についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 93 号 志賀町立学校設置条例の一部を改正する条例については、志賀地域における町立小学校 7 校が、平成 28 年 4 月 1 日に、志賀町立志賀小学校 1 校に統合されることに伴う一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 94 号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまは、児童福祉法の一部改正により障害児通所支援等の定義要項が改正されることに伴う一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは児童福祉法の規定についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けています。

次に、議案第 95 号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、産科医療保障制度における掛け金の額及び出産育児一時金の額を見直すこととする健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴う一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 97 号 志賀町立富来病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例につきまは、看護師・保健師・助産師の養成施設に在学する者に対し、修学資金の貸与制度を設けておりますが、人材確保を目的として、その貸与額を月額 8 万円から月額 13 万円以内に見直しすると共に、新たに薬剤師をその対象に追加することに伴う一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、貸与額の根拠や貸与状況、今後の人材確保の見通し等の質問があり、町長及び課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 105 号 志賀町地域休養施設やすらぎ荘の指定管理者の指定について、議案第 106 号 志賀町シルバーハウスの指定管理者の指定について、議案第 107 号 志賀町とぎ地域福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第 108 号 志賀町とぎ温泉センターの指定管理者の指定については、これらの施設の指定管理期間が、平成 27 年 3 月 31 日で満了となるため、引き続き、5 年間株式会社志賀町振興サービスを指定管理者として指定するとの説明を受

け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 114 号 志賀町志賀の郷運動公園の指定管理者の指定につきましては、施設の指定管理期間が、平成 27 年 3 月 31 日で満了となることから、利用者の利便性の向上と施設管理の効率化を図るため、新たに株式会社いこいの村能登半島を 5 年間指定管理者として指定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 115 号 志賀町富来 B & G 海洋センターの指定管理者の指定につきましては、利用者ニーズに基づくスポーツ振興・健康増進事業の推進及び施設管理の効率化を図るため、新たに指定管理者制度を導入し、大阪市のミズノスポーツサービス株式会社を平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間指定管理者として指定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

また、今定例会の付託案件ではありませんが、その他の件としまして、児童・生徒の性同一障害の事案があった場合の今後の対応方策や、峨山道トレイルランの概要、傷害保険の小・中学校及び放課後児童クラブでの加入状況、高山右近に関連した今後の取組方針についての説明を受けておりますので、併せてご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

富澤軒康議長 産業建設常任委員会委員長、林一夫君。

林一夫産業建設常任委員長 議長。産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案 15 件について、11 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 81 号 一般会計補正予算（第 4 号）については、人事院勧告に伴う職員給与費の増額補正のほか、農地台帳システムの整備に伴う農地制度実施円滑化事業費、石川県漁協福浦支所製氷施設の整備に伴う漁業振興助成金、能登中核工業団地堀松放流場の排水管取り替えに伴う工場排水処理施設管理経費の増額、また、8 月の豪雨災害に伴う県単荒廃地復旧事業、道路の修繕料、農地農業用施設・林業施設・道路河川の各災害復旧事業の工事費の計上、そのほか、事業の確定及び精算見込みに伴う事業費の補正について説明を受け、採

決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、多面的機能支払交付金事業の内容及び当該事業の奨励、普及について、質問、要望がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 83 号から第 85 号までについては、特別会計の補正予算であります。いずれも、人事院勧告に伴う職員給与費の増額補正のほか、事業の確定及び精算見込みに伴う事業費の予算補正であり、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

議案第 96 号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、本条例中、引用法令の改正に伴う、一部改正である旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 100 号から第 103 号までについては、志賀都市計画道路の変更に伴う、町道路線の廃止、認定、路線変更、議案第 104 号については、県の寄り道パーキングの整備に伴い、隣接する道路を町道第 1090 号巖門中央口線として新たに認定するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、11 月から閉鎖されているレストラン巖門施設一体の有効活用についての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

議案第 109 号 能登中核工業団地コミュニティ施設の指定管理者の指定、議案第 110 号 富来サイクリングターミナルの指定管理者の指定、議案第 111 号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定、議案第 112 号 アクアパークシ・オンの指定管理者の指定、及び議案第 113 号 みちのえき旬菜館の指定管理者の指定については、いずれも地方自治法の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、富来サイクリングターミナル及びみちのえき旬菜館の運営についての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

また、今定例会の付託案件ではありませんが、経済産業省事業で地域のじま

んづくりプロジェクトとして、西能登おもてなし井の普及事業を行っており、その広報計画について、担当課長等より説明を受けております。

そのほか、定住対策特別委員会の委員より、当該委員会におけるこれまでの審査内容についても、説明を受けましたので、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第 19 号 専決処分の承認について（平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号））を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第 81 号 平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15 名）

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 82 号 平成 26 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、ないし第 89 号 平成 26 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 90 号 志賀町地域づくり振興基金条例について、ないし第 97 号 志賀町立富来病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 98 号 新町まちづくり計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告

のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 100 号 志賀町道路線の廃止について（町道第 164 号福野神代線）ないし 第 104 号 志賀町道路線の認定について（町道第 1090 号巖門中央口線）を、一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 105 号 志賀町地域休養施設やすらぎ荘の指定管理者の指定について、ないし第 115 号 志賀町富来 B & G 海洋センターの指定管理者の指定についてを、一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 3 定住対策特別委員会の中間報告について

富澤軒康議長 次に、定住対策特別委員会の調査中間報告についてを議題とします。

本件については、会議規則第 47 条第 2 項の規定に基づき、定住対策特別委員会委員長戸坂忠寸計君から、調査における中間報告の申し出がありました。

お諮りします。

本件の中間報告を行うことを承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。

定住対策特別委員会の調査中間報告を求めます。

定住対策特別委員会委員長、戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計定住対策特別委員長 9月定例会に引き続きまして、第2回目の定住対策特別委員会の調査中間報告をさせていただきます。

本特別委員会では、9月定例会以降、10月と11月に、就業や雇用、子育て、住宅、教育環境などの分野における本町のこれまでの対策と現状について、役場関係課長、担当職員の出席及び資料の提供を得まして、調査を実施しましたので、その内容等についてその報告させていただきます。

まず、10月に、就業状況と地元企業の求人状況及び結婚と子育てについての状況説明を受けました。

就業及び雇用では、提出された資料によりますと、現在、町外者を含む本町企業の従業者数は全体で約9,100人。業種別比率では、小売業で約23パーセント、建設業で17パーセント、製造業で13パーセントとなり、この3業種で全体の半数を超え、本町の産業構造が浮き彫りとなっております。

また、このうち、能登中核工業団地及び堀松工場団地の比率は全体の約22パーセントとなっており、この半数が町内の就労者で、全体就労者のおよそ10人に1人が工業団地に就業している形となります。

特に、能登中核工業団地は、積極的な企業誘致活動により、新しい雇用創出が生まれる反面、立地企業の撤退や倒産による解雇もあり、最盛期には1,000名を超えた雇用が、現在は750名余りとなっております。進出企業数はもちろんのこと、雇用数についても注視していく必要があると思います。

一方、最近の求人状況ですが、求人件数が求職者数を上回る、いわゆる有効求人倍率が1を超える状態にあり、リーマンショック以来長く続いた不況感からの脱却の糸口が見えた感があります。

続いて、人口に大きく影響を及ぼす結婚と子育てについてありますが、直近の国勢調査によりますと、結婚適齢期の20歳から44歳までの男女4,587人のうち、未婚者数は1,820人で、未婚率は約40パーセントとなり、近年は晩婚化に加え、一生独身を貫く方が増えていることがこの調査から判明しています。

対象者それぞれに理由はあるものと思いますが、未婚率の上昇は、定住対策

を考える上で重要な課題であり、町では過去に婚活イベントを実施し、その解消を図りつつも、成果を見い出せず、非常に難しいとのことでありますので、今後はその改善策を考えていく必要があります。

また、子育て支援につきましては、不妊治療助成や出産祝い金、多子世帯入学祝い金など、本町単独で実施する施策は多く、近隣市町と比較しても手厚い支援がありますが、それらの施策があまり知られていないのではないかと思うところがありますので、今後はいかに有利性をアピールできるかが課題とも言えました。

続いて、11月には住宅と教育環境について、調査をしました。

町が施行した、西山台ニュータウンについての分譲状況についてであります。平成22年から89区画の分譲を開始し、3年間でほぼ完売。その後は、3年間で建物を建てないための買戻しが数件見受けられるものの、分譲販売は好調であったと思います。

しかしながら、税金を投入し、本来は他市町からの転入促進を目的とした施策であったわけで、89区画のうち、18世帯しか転入がなかった点を委員会では指摘しております。このため、高浜地区で造成する定住促進住宅については、積極的に外部へのPRを展開し、転入者を増加させるよう望むものであります。

担当課説明の最後は、教育環境についてであります。

特に地元唯一の高等教育機関である志賀高等学校について、掘り下げて調査を行いました。ほぼ100パーセントに近い中学校からの高校進学率において、志賀高校へは直近3か年では23から30パーセントと、決して高い率とはいええず、羽咋高校や七尾高校、羽咋工業高校等への進学が顕著化し、特に平成25年度、富来中学校では、羽咋高校へ進学する生徒数が、志賀高校を上回る状況となっております。この地元高校を回避する根本的な原因は何なのか、徹底的に究明・改善していかなければ、定員割れが常態化し、募集停止に追い込まれていくのではないかと危機感を感じております。

また、高校卒業後の生徒の進路については、町外の進学校に進んだ生徒は、大学へ進学したまま帰ってこないケースが多く、志賀高校においても近年は国

公立大学等への進学が顕著な一方で、就職は町内が少なく、卒業生の希望で町外に出る方もおられると思いますが、町内企業等への就職率を上げる必要性を強く感じました。

なお、以上の報告につきましては、今定例会中に開催されました各常任委員会においても、所属委員から報告をさせていただき、議員に広く周知させていただいたところでもあります。

今後の当委員会の調査予定としましては、年明け後速やかに委員会を開催し、1月、2月にかけて集中審議を行い、これまでの調査内容を総括しながら、3月定例会に向けた報告を取りまとめてまいりたいと考えております。

今定例会2日目の、人口対策専門室の設置を提案した一般質問におきまして、町長からは庁内連絡会議を設けて対応するという、やや消極的ともとれる答弁をいただいておりますが、人口対策は町経営にかかる重大で、かつ、喫緊の課題でありますので、さらにスケールアップされ、全庁挙げて対策に取り組んでいかれることを、強くご期待するものであります。

引き続き、3月まで調査活動に積極的に取り組んでまいりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、定住対策特別委員会の調査中間報告とさせていただきます。

富澤軒康議長 報告を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 続いて、本件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

日程第4 各常任委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

富澤軒康議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

富澤軒康議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 26 年第 4 回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

(午後 2 時 45 分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第 41 号

入札結果報告について

(平成 26 年 11 月 28 日 4 件)

(平成 26 年 12 月 3 日 11 件)

2 議長報告第 42 号

陳情書について

- ・横田めぐみさん拉致事件に関する陳情。
- ・「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定に基づく立法化を行わないことを求める意見書」採択を求める意見書
- ・「「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書」採択を求める陳情書
- ・「日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定作業の即時中止を求める意見書」の採択を求める陳情書
- ・「集団的自衛権行使を容認する閣議決定撤回を求める意見書」採択を求める陳情書
採択を求める陳情書
- ・「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書

3 議長報告第 43 号

閉会中の継続審査について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長
- ・議会運営委員会委員長

4 議長報告第 44 号

委員会審査報告について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 富 澤 軒 康

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一

志賀町議会議員 林 一 夫